

平成 30 年 11 月 16 日

**「のめり込み」にはくれぐれも御注意を
～ギャンブル等は「適度」にたしなみましよう～**

消費者庁では、関係省庁等と連携して、ギャンブル等依存症対策の推進を図る一環として、「ギャンブル等依存症問題啓発週間」（毎年5月）に先立ち、青少年向けの啓発用資料を作成しました。

【これまでの経過等】

「ギャンブル等依存症対策基本法」（平成30年10月施行）では、国民がギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うことができるよう、知識の普及を図ることを基本的施策として位置付けています。

また、国民の間に、ギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるため、毎年5月14日から同月20日までをギャンブル等依存症問題啓発週間としており、参議院内閣委員会の附帯決議では、当該啓発週間において青少年向けの知識の普及に徹底して取り組むべきとされております。

そのため、消費者庁では、ギャンブル等依存症対策推進本部の副本部長である消費者担当大臣のリーダーシップの下、関係省庁等が共通して活用することのできる啓発用資料を作成いたしました。

今回の啓発用資料の作成に際しては、内閣官房、厚生労働省、金融庁を始めとして、全ての「ギャンブル等依存症対策推進本部」関係省庁等との間で連携を図りました。今後とも、関係省庁等と連携し、必要な施策を推進してまいります。

【啓発用資料の概要】

以下の諸点を分かりやすく紹介できるよう留意して作成しました。

- ・ 誰もがギャンブル等にのめり込む可能性を持っていること
- ・ 一旦のめり込んでしまうと、気合や根性では抜け出せないこと
- ・ 周囲の方の借金の肩代わりは禁物であること

【ギャンブル等依存症対策に係る今後の取組予定】

消費生活相談員向けの対応マニュアルについて、ギャンブル等依存症対策基本法の内容に即して更新し、地方公共団体等における相談対応の一助として公表する予定です。（平成30年度内目途）

本件に関する問合せ先
消費者庁消費者政策課
澤野、塩崎、吉田
TEL：03(3507)9197（直通）
FAX：03(3507)7557

「のめり込み」にはくれぐれも御注意を

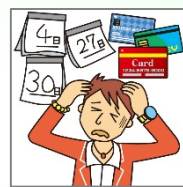
～ギャンブル等は「適度に」たしなみましよう～

「ギャンブル等依存症対策基本法」が平成30年10月に施行されました！

ギャンブル等依存症とは？

★ギャンブル等にのめり込むと、御家族などの周囲の皆さんにも影響が及びます。

- ギャンブル等依存症は、ギャンブル等にのめり込み、コントロールができなくなる精神疾患の一つです。
- ギャンブル等依存症により、日常生活や社会生活に支障を生じることがあります。
すなわち、ギャンブル等依存症は、借金の問題だけでなく、うつ病の発症などの健康問題、さらに、自殺などの社会問題を引き起こすこともあります。



★ギャンブル等依存症は、誰でも陥ってしまうおそれがあります。

- 「仕事がうまくいかない」といったストレスや、孤独感などがきっかけとなってギャンブル等に頼るようになってしまうことによって、ギャンブル等への「のめり込み」が始まってしまう可能性があります。
- 「意志が弱い」、「だらしない」といった性格が原因となる疾患ではありません。

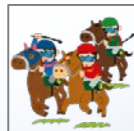
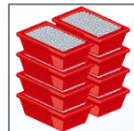
★分かっているのにやめられない。。。ギャンブル等依存症のサインでは？

- 負けを取り戻すために、ギャンブル等をしていませんか。
- ギャンブル等のために、周囲の皆さんに嘘をつき、お金を借りていませんか。

注意すべきポイントは？

★若者の皆さん、ちょっとしたビギナーズラックに注意しましょう。

- 若いころにギャンブル等を始めると、のめり込みの病状が深刻になりやすいと言われています。



なお、法令で定められた年齢に達しない方が、ギャンブル等を行うことは禁止されています。



★一旦のめり込み、周りに嘘をつき始めると、気合や根性では抜け出すことができません。



- ギャンブル等への「のめり込み」から「回復」し、健康な生活を取り戻すには、同じ問題を抱えた人同士でつながり、また、専門家の支援を受けることが重要です。
- ただし、御本人の主体性が「回復」への原動力となります。

★ギャンブル等をしているときの様子が急激に変化している方は周囲にいませんか？

- 「興味を持ち、楽しんでいる」だけなのか、「のめり込み、止められなくなっている」のか、慎重に様子を見てください。

★借金の肩代わりは禁物です。

- よかれと思っても、借金の肩代わりをしてしまうと、御本人が問題に向き合い、立ち直る機会を奪ってしまいます。

気になることがある場合は？

- ◆ ギャンブル等依存症対策は、「ギャンブル等依存症対策基本法」に基づき、関係省庁が連携の上で取組を進めます。毎年5月の「ギャンブル等依存症問題啓発週間」の機会等を通じ、啓発活動も強化していきます。
- ◆ 借金があるのに、「次こそ勝つ！」と思いながらギャンブル等を続けている方はいませんか。少しでも気になることがある場合は、御相談したい内容に応じて、各窓口へ。

【相談先となる窓口の情報などが掲載されています。】

消費者庁 ギャンブル等依存症

検索

(消費者庁ウェブサイト http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_012/)